

2-2 学校教育の充実

2-2-1 公立学校教育の充実

■ 現況と課題

本町の公立学校は、小学校6校、中学校1校があります。

本町における児童生徒の学校区指定は、通学区域により指定していますが、自然環境に恵まれた小規模校での教育を希望する保護者及び児童に対しては、区域外への就学を認めています。

本町では、「知・徳・体の調和のとれた、郷土を愛し、人間性豊かにたくましく生きる三股の子」を育てるため、全小中学校で小中一貫教育として「あいさつの徹底」、「無言清掃の徹底」、「郷土学習の充実」に取り組んでいます。

また、学校・地域・家庭が、一緒になって子どもを育てる環境を醸成するため、義務教育課程9年間を通して継続した指導を行う連携型一貫教育を行っています。

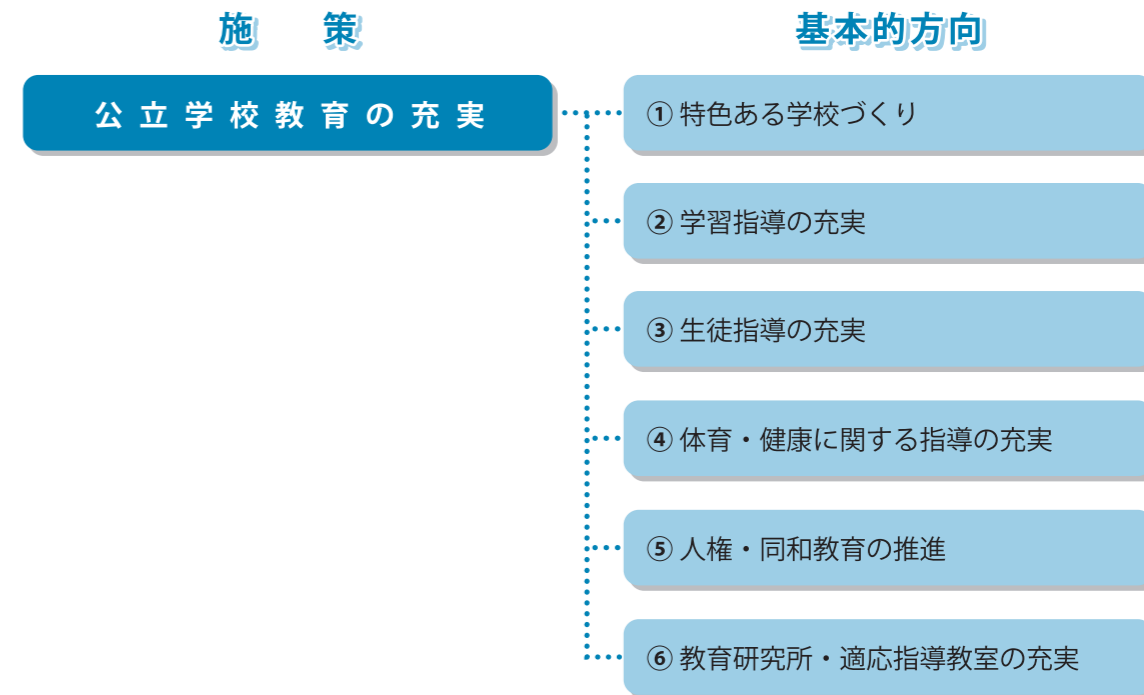
今後も、各学校がゆとりある環境の中で、特色ある教育を展開するとともに、児童生徒の豊かな人間性と個性を伸ばし、自ら学び、自ら考える力を培っていけるよう、教育内容の更なる充実を図ることが望まれます。

■ 施策の視点

知・徳・体の調和のとれた、郷土を愛し、
人間性豊かな子どもを育みます



■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 特色ある学校づくり

教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調とし、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を育む、特色ある教育・学校づくりに今後も取り組みます。

家庭・地域・他の学校等との密接な連携を図りつつ、学力向上の推進や道徳教育、情報モラル教育、国際理解教育等に取り組み、子どもたちの規範意識や社会性のかん養を図ります。

② 学習指導の充実

体験的学習や問題解決的学習等の手法を取り入れ、児童生徒が意欲的・主体的に取り組み、豊かな思考力や表現力、創造力を育成できる学習体制づくりを推進します。

軽度の障がいをもつ児童生徒の学習を支援するため、校内就学指導委員会を充実するとともに、特別支援教育支援員の配置に努めます。

複式学級における学習指導は、今後も補助教員を配置し、きめ細やかな指導に努めます。

③ 生徒指導の充実

全教職員の共通理解を図り、一体となった指導体制を今後も維持します。

指導を着実にを行うため、学校内における教師と児童生徒及び児童生徒相互の信頼関係構築に努めるとともに、社会奉仕活動等への児童生徒の参加を通じ、地域と連携した指導を行います。

④ 体育・健康に関する指導の充実

体力の低下、心の健康不安、生活習慣病の低年齢化等、現代的な課題に留意しつつ、適切な体育・健康に関する指導を実施するほか、食育を通して、日常生活における児童生徒の健全な食生活づくりを推進します。

また、安心・安全な学校給食を提供するため、学校給食センターの施設・設備の改善に努めます。

⑤ 人権・同和教育の推進

学校の内外におけるあらゆる教育活動を通じて、お互いの人権を尊重し、心の痛みを理解できる人間性を育み、いじめや差別等の解消を目指した取り組みを進めます。

⑥ 教育研究所・適応指導教室の充実

教育研究所は、授業や生徒指導のあり方等について研究や指導、情報提供等に取り組みます。

適応指導教室は、不登校児童生徒の増加や悩みの多様化に対応するため、相談・指導体制の充実を図ります。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 特色ある学校づくり	特色ある教育・学校づくり	▶	▶
	地域の総合的な教育力の活用	▶	▶
② 学習指導の充実	学習指導の充実	▶	▶
	特別支援教育の充実	▶	▶
	複式学級におけるきめ細かな指導	▶	▶
③ 生徒指導の充実	全教職員一体となった指導体制	▶	▶
	地域と連携した指導体制	▶	▶
④ 体育・健康に関する指導の充実	体育・健康に関する指導の充実	▶	▶
	食育等の推進	▶	▶
⑤ 人権・同和教育の推進	人権・同和教育の推進	▶	▶
⑥ 教育研究所・適応指導教室の充実	教育研究所の研究、情報提供等の充実	▶	▶
	適応指導教室の相談・指導体制の充実	▶	▶

